

派遣法第23条第5項に基づく労働者派遣事業の状況に関する情報

(2024年8月31日時点 ※当社決算期末)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）

第23条第5項の定めにより、派遣事業を行う事業所ごとの情報提供が義務付けられました。

下記の通り当社の派遣事業運営情報を公開いたします。

- 事業所の名称 三晃株式会社
- 事業所の所在地 兵庫県伊丹市寺本1-114
- 許可番号 派28-301071

1. 派遣労働者の実績

派遣労働者の数	0人
労働者派遣の役務の提供を受けた者の数：派遣先の実数	0件

2. 労働者派遣の料金、派遣労働者の賃金の額

派遣料金の平均額（8時間あたり）	0円
派遣労働者の賃金の平均額（8時間あたり）	0円

3. マージン率

0.0%

計算式：
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※上記のマージン率には、次の費用などが含まれています。

社会保険料、有給休暇等各種休暇、退職掛金、教育・福利厚生費、間接社員人件費、営業利益

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種類	実施時期	対象者		訓練方法 (OJT・OFF-JT)	訓練費用負担額 (無償・有償)	賃金支給 (有給・無)
		新卒	キャリア			
入社時研修	入社時	○		OFF-JT	無償	有給
階層別研修Ⅰ	2年目		○	OFF-JT	無償	有給
階層別研修Ⅱ	3年目		○	OFF-JT	無償	有給

5. 雇用安定措置を講じた人数

0名	※当社の派遣労働者は全員「無期雇用派遣労働者」のため該当者なし。
----	----------------------------------

6. その他参考と認められる事項（社会保険・福利厚生など）

- ・社会保険完備（雇用保険、労災保険、厚生年金保険、健康保険、介護保険）
- ・年次有給休暇、特別休暇、育児・介護休暇
- ・資格手当、教育支援、資格・免許取得支援
- ・退職金（特退共）

7. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 協定対象者の範囲：すべての派遣労働者
- ☒ 労使協定を締結していない
- ☐ 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 年 月 日）

